

防衛省職員（技術系（係長級））の募集について

防衛省航空自衛隊では、教育業務に従事する防衛省職員（技術系（係長級））を募集しています。

1 業務内容（職務経験に応じ、次のいずれかの業務を担当）

(1) 航空機等の整備に関する教育

(2) 情報通信・電気・無線・レーダーの基礎に関する教育

※能力・適性等に応じて、より専門性の高い職務（宇宙、サイバー、電磁波等の新領域や新規装備品に関する職務等）に従事する場合があります。

2 求める人材

※次のいずれかに該当していなければならない、というものではありません。

(1) 共通

教官として学生（隊員）に知識と技能を修得させるため、学生（隊員）と円滑なコミュニケーションが図れる者

(2) 航空機等の整備に関する教育に従事する者

航空機の整備業務に関する職務経験を有している者

(3) 情報通信・電気・無線・レーダーの基礎に関する教育に従事する者

無線工学に関する基礎的知識を有している者

3 勤務先、採用予定数、採用予定日

(1) 勤務先

航空自衛隊浜松基地（静岡県浜松市）

※採用された勤務先での勤務の後、能力拡大（キャリアアップ）のために、転居を伴う異動を命ぜられる場合があります。

(2) 採用予定数

2名程度

(3) 採用予定日

令和8年4月1日（水）

4 応募資格

(1) 民間企業、官公庁等において、正社員・正職員又はそれに準ずる職務経験が、令和8年4月1日現在で大卒の場合は通算9年以上、高卒の場合は通算13年以上となる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過し

ない者

- (ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
- ウ 令和8年度中に、国家公務員の定年年齢（62歳）に達する者

5 選考方法

(1) 第1次試験

書類選考（受験申込書による経歴評定）

(2) 第2次試験

航空自衛隊浜松基地において次の試験等を実施します。

ア 小論文試験

職務経歴等に関する記述式試験

イ 口述試験

人柄、対人関係能力及び勤務に対する関心、意欲等についての個別面接

ウ 身体検査

一般的内科系検査（胸部エックス線撮影を含む。）

6 試験日程

(1) 募集期間

令和7年10月16日（木）～令和7年11月20日（木）（書類必着）

※応募者多数となった場合は、期日前であっても募集を締め切る場合があります。

(2) 第1次試験合格発表

令和7年12月上旬

応募者全員に郵送にて結果をお知らせします。

（合否の理由についてはお答えできませんのであらかじめご了承ください。）

(3) 第2次試験

令和8年1月下旬

実施日については、第1次試験合格者に個別にご連絡いたします。

(4) 最終合格発表

令和8年2月上旬以降予定

2次試験受験者全員に電話または郵送にて結果をお知らせします。

（合否の理由についてはお答えできませんのであらかじめご了承ください。）

7 処遇等

(1) 身分

防衛技官（特別職国家公務員）として採用し、係長級相当職員（行政職（一）3級）として任用します。

(2) 給与

採用時の給与は、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）」に基づき、採用者のこれまでの経歴に応じて支給されます。

※大学卒業後9年の職務経験を有する者が採用され、浜松基地に勤務した場合の一例です。

行政職(一)3級1号俸(俸給月額275,912円(地域手当含む。))となります(給与額の改定により俸給月額が変動する場合があります。)

(3) 各種手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、地域手当、超過勤務手当等が、法令に基づき支給されます。

(4) 福利厚生

防衛省共済組合が運営している貯金、貸付、宿泊関連の助成やレジャー施設等の割引利用などの福利厚生制度を利用することが可能です。

8 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

勤務時間は、午前8時15分から午後5時(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分勤務を基本とし、原則として土曜日、日曜日及び祝日は休みです。

(2) 休暇

年20日の年次休暇(4月1日採用の場合、1年目は年15日)のほか、特別休暇(夏季、年末年始、結婚、出産、忌引、子の看護等)や病気休暇、介護休暇等があります。

(3) その他

フレックス制度等の各種勤務時間制度を活用することが可能です。

9 応募方法

防衛省航空自衛隊浜松基地ホームページから「受験申込書」をダウンロード後、必要事項を記入の上、「(1) 必要書類等」に記載の書類等を「(2) あて先」まで郵送してください。(令和7年11月20日(木)必着)

(浜松基地ホームページ: <https://www.mod.go.jp/asdf/hamamatsu/index/>)

(1) 必要書類等

ア 防衛省職員(技術系)選考採用試験受験申込書(写真貼付)

イ 受験票用写真×1(縦4cm×横3cm)(申込書に貼付したものと同一写真)

ウ 返信用封筒2部(返信先を記入し、110円切手を貼ったもの)

※提出された書類等は返却できませんので、あらかじめご承知おきください。

※提出された書類等は本採用試験に関する業務及び初任給の算定に関する業務のみに使用します。

(2) あて先

〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地

航空自衛隊浜松基地 第1航空団司令部人事部人事班 採用担当

(封筒表面に(防衛省職員(技術系)受験申込書在中)と記入してください。)

10 試験に関する問い合わせ先

防衛省航空自衛隊 第1航空団司令部人事部人事班 採用担当

電話: 053-472-1111(内線3330又は7084)

時間: 平日 午前8時15分から午後5時

(表)

防衛省職員(技術系)選考採用試験 受験申込書

【航空自衛隊】

写真添付

1. 上半身、正面、脱帽
2. 6ヶ月以内に撮影した写真
3. 写真裏面に氏名を記入
4. 縦4cm×横3cm

ふりがな		性別	生年月日・年齢		
氏名		男・女	昭和 平成	年 月 日 (満 歳)	
現住所	〒				
電話番号 (携帯)		電話番号 (自宅)			
メールアドレス					
希望する連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()				
学歴 (高校以上)	学校名	学部・学科等	在学期間	卒・卒見等の別	
	現在(最終)		年 月から	<input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退	
			年 月まで	<input type="checkbox"/> 在学 年 月卒(修)見	
			年 月から	<input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退	
			年 月まで	<input type="checkbox"/> 在学 年 月卒(修)見	
			年 月から	<input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退	
			年 月まで	<input type="checkbox"/> 在学 年 月卒(修)見	
		年 月から	<input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 中退		
		年 月まで	<input type="checkbox"/> 在学 年 月卒(修)見		
職歴	勤務先	職務の内容・1週間の勤務時間	所在地	在職期間	
	現在(最終)				年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
年 月から 年 月まで					

注1 1枚の用紙の両面に印刷してください。

2 記載事項に不正があった場合、受験が無効になることがあります。

3 記入に当たっては、PC入力・手書きいずれも可です。手書きの場合は、黒色のボールペンを使用し、楷書で記入してください。

4 該当する事項を選んで記入する欄の中にはレ印を、その他は○で囲んでください。

5 記入を誤った場合は二重線で抹消し、その欄の余白に記入してください。

6 学歴や職歴が記入欄を超える場合は、別の用紙(様式自由)に記入してください。

資格免許等 (取得年月)	
趣味・特技	
志望動機 ・ 自己PR	
<p>私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。また、この申込書のすべての記載事項に相違はありません。</p> <p>(1) 日本国籍を有しない者</p> <p>(2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者</p> <ul style="list-style-type: none">○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)</p> <p style="text-align: right;">(自筆)</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 氏名</p>	